

新型コロナウイルス感染症の影響に**負けない**
事業所の取組みを支援します

令和3年度

コロナに負けない事業所等応援事業補助金

ウィズコロナの時代を乗り切り、事業継続にも繋がるような、市内の中小・小規模企業者や個人・団体の**新たな取組み**を支援します。

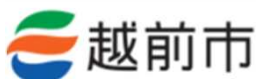
補助金概要	
補助対象事業者	市内の個人、団体及び中小・小規模企業者 ※グループでの申請も可能です
対象事業	新型コロナの影響を払拭し、事業継続につながる事業
補助対象経費	事業に直接供する以下の経費 ・有形固定資産取得 ・ソフトウェアの導入 ・新たに始めるお持ち帰り・配達等に必要な包材、容器 ・外注費 ・荷造運賃 ・広告宣伝費 ・消耗品費 ・その他市長が認めたもの
補助率/上限	補助率 10/10 上限 申請者数 × 10万円 ※申請者数に応じて上限を加算し、最大100万円
申請期間	令和3年12月28日(火)まで ※令和3年4月1日以降に実施した事業から申請できます。
その他	<ul style="list-style-type: none">・同じ年度内で複数回の申請はできません。・対象となった事業は、市ホームページ等で周知します。・スムーズな手続きのため、申請前に下記までご相談ください。・同じ取組みで国・県の補助を受けている場合は、対象となりません。・申請の際はメール・郵送をご利用ください。 ◎前年度から手続き方法が簡単になりました。 詳しくは裏面をご確認ください。



多くの事業者に活用していただくため、補助を受けた場合は、HPやチラシ等にこの事業の採択を受けたことを明示してください。(ロゴマークの表示など)
※左のロゴマークは市ホームページからダウンロードできます。

(お問合せ先/申請先)

越前市 産業政策課



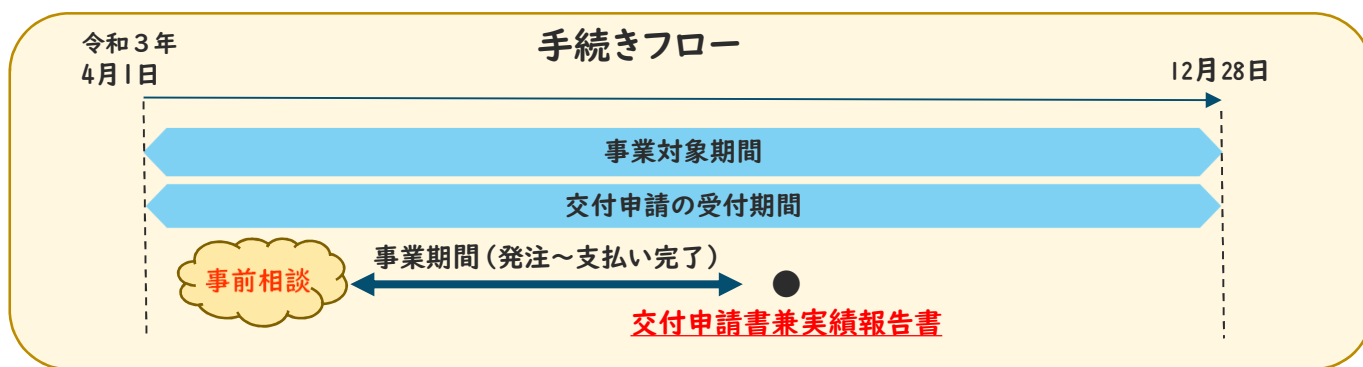
〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 (市役所庁舎2階)
Tel 22-3047 e-mail syoukou@city.echizen.lg.jp



越前市産業政策課
ホームページ

手続き方法が簡単になりました!

☆交付申請と実績報告が事業完了後にまとめて1回の提出に!



申請に必要な書類

交付申請兼実績報告	【提出書類】 ①交付申請書兼実績報告書(鑑) ※申請額千円未満切捨て ②事業実績報告書 ※消費税および地方消費税は補助対象外 ③事業の実施が分かる写真、成果物等 ④経費の支払いを証する書類の写し(領収書等) ⑤口座確認書
	【グループで申請する場合のみ、必要な書類】 ⑥グループ構成名簿 ⑦共同申請書 ※書類は越前市ホームページからダウンロード可能です。 紙でのお渡し希望の場合は産業政策課までお問合せ下さい。

手続きについての注意事項

- ・取組む事業内容が補助対象にならない場合があります。申請前にご相談ください。
- ・消費税及び地方消費税、商品購入に伴う送料等は補助対象経費に含まれません。
- ・③事業の実施が分かる写真は、申請するすべての物品の設置状況が分かる写真を添付してください。
- ・④経費の支払いを証する書類には、商品名、単価、数量、合計金額、支払いの完了が分かる書類を添付してください。クレジットカードで購入した場合、銀行口座から引き落としまで完了している必要があります。

採択された取組み事例

～ウィズコロナの時代に対応する新たな取り組み～

- ・テイクアウト用の容器や箸の購入費用(初回分のみ)(飲食店)
- ・新規事業を始めるときの宣伝費用(チラシ作成・雑誌掲載等)(飲食店・販売店)
- ・インターネット販売を始めるときの梱包資材の購入費用(初回分のみ)(販売店)
- ・レジカウンターや客席に飛沫飛散防止シートやアクリル板を設置するための費用(飲食店)
- ・テレワーク、オンライン事業に対応するための環境整備費用(製造業、建設業、サービス業)
- ・従業員同士のソーシャルディスタンスを確保するためのアクリル板の購入費用(製造業)
- ・住宅展示会を体験できる動画を配信するためのシステム導入費用(建設業)
- ・お店の感染防止対策を紹介するためのホームページ作成費用(理容・美容業)
- ・店内および事務所で使用するオゾン発生器の購入・設置費用(飲食店、販売店)

※ 令和3年度から空気清浄機の購入費用が補助対象経費に含まれます。

※ 取組み内容により、一部補助対象にならない場合もありますので、事前にご相談ください。